

平成30年度
配偶者等からの暴力の被害者支援における
危険度判定に基づく加害者対応に関する
調査研究 報告

2019年9月25日
納米恵美子

平成29年度調査より

- 「リスク」について、様々な理解・認識が混在していた。
 - ⇒被害者の安全を脅かすもの
 - ⇒職務関係者の安全を脅かすもの
- 「リスクアセスメント」は支援方針を決めるための全般的な「アセスメント」と弁別されて理解されていなかった。
- 「リスクアセスメント」は一時保護の要否、緊急度判断とほぼ同義に理解されている場合が多かった。
- 「リスクアセスメント」ないし「アセスメント」は相談員の経験知によって行っている場合が少なくなかった。
- リスクアセスメント指標やシート(ツール)が必要だとする回答が多かった一方、懐疑的な意見も寄せられた。
 - ⇒相談対応が事務的になるのではないか

カナダ・オーストラリア

DV対応全般についての共通点

- 社会の耳目を集める重大犯罪が**取組**の見直しにつながった
- 連邦政府は国としての枠組みを示し、具体的な政策を立案・実施するのは州政府
- 被害者支援と加害者対応を含む包括的な取組が行われている
- 分野横断的なケースマネジメント役割を担う機関・仕組みがある
- リスクの程度に応じた対応がとられている
- 情報共有のインフラがある

リスクアセスメント・ツールについて

場面によって使い分けられている

- 最前線の警察官や刑事司法関係者
(拘留・保釈・被害者支援の決定等)

ODARA: The Ontario Domestic Assault Risk Assessment

DASAT: Domestic Violence Safety Assessment Tool

VP-SAFvR: Victoria Police Screening Assessment for

Family Violence Risk

- 被害者との面談時
(殺害される危険性の査定)

DA: Danger Assessment

- 加害者プログラム実施者

SARA: Spousal Assault Risk Assessment

カナダ両州での取組の特徴

- 司法機関(裁判所)を軸にした多機関連携
- 全国66か所にDV裁判所が設置されている
- ワンストップセンター機能(司法機関とDV・児童相談が同じ建物内で連携)、(DV裁判所内で民間団体が被害者への裁判支援や関係機関の調整を担当)

オーストラリアでの取組の特徴

- 連邦レベルの常設研究機関が、政策立案のための調査や、KTE(Knowledge Transfer and Exchange)に重要な役割を担っている。

ANROWS: Australia's National Research
Organization for Women's Safety

AIFS: The Australian Institute of Family Studies
- 支援関係機関等の情報共有システム整備と、対応フロー一元化のシステムが構築されている。
- 民間の代表団体(ピークボディ)が傘下の団体の意見の取りまとめ、政府との意見交換窓口の役割を担っている。
- 多言語対応
- 予防と早期介入への注力

NSW州での取組

- Safer Pathway: 情報共有・多機関連携システム
- CRP: Central Referral Point: 司法省が運営するDB。
NSW州全域をカバー
- LCP: Local Coordination Points: 各地域でリスクに応じたケース振り分けと支援のコーディネートを行う機能。
- SAM: Safety Action Meeting: 警察がコーディネートする会議。高リスク事案について、その場で被害者どの機関がどのような対応をするかを決定する。

ビクトリア州での取組

- Royal Commission into Family Violence (家族間暴力に
関する王立委員会)の提言に基づく施策展開

課題：子どもに対するリスクの認識が不足していた

支援機関間の連携についての制度面の欠陥

- **MRAM**: Multi-agency Risk Assessment Management
and Information Sharing Framework 多機関でのリス
クアセスメントとマネジメントおよび情報共有のための
枠組み
- Support and Safety Hub (通称 Orange Door)

家族構成員(被害者、加害者、子ども)それぞれに焦
点化されたサービスがワンストップで得られるように
する

今後へ向けて

- 被害者支援と加害者対応の連動
- 再被害の防止のための加害者プログラム実施
- 予防啓発・教育の促進
- 使用する場面に応じたリスクアセスメント・ツールの開発とその妥当性の検証
- リスクの度合いに応じた支援の振り分け
- 機関連携のための情報共有制度の整備

DANGER ASSESSMENT

Jacquelyn C. Campbell, Ph.D., R.N. Copyright, 2003; update 2019; www.dangerassessment.com

Several risk factors have been associated with increased risk of homicides (murders) of women and men in violent relationships. We cannot predict what will happen in your case, but we would like you to be aware of the danger of homicide in situations of abuse and for you to see how many of the risk factors apply to your situation.

Using the calendar, please mark the approximate dates during the past year when you were abused by your partner or ex-partner. Write on that date how bad the incident was according to the following scale:

1. Slapping, pushing; no injuries and/or lasting pain
 2. Punching, kicking; bruises, cuts, and/or continuing pain
 3. "Beating up"; severe contusions, burns, broken bones
 4. Threat to use weapon; head injury, internal injury, permanent injury, miscarriage or choking* (use a © in the date to indicate choking/strangulation/cut off your breathing- example 4©)
 5. Use of weapon; wounds from weapon
- (If **any** of the descriptions for the higher number apply, use the higher number.)

Mark **Yes** or **No** for each of the following. ("He" refers to your husband, partner, ex-husband, ex-partner, or whoever is currently physically hurting you.)

- _____ 1. Has the physical violence increased in severity or frequency over the past year?
- _____ 2. Does he own a gun?
- _____ 3. Have you left him after living together during the past year?
3a. (If you have *never* lived with him, check here: _____)
- _____ 4. Is he unemployed?
- _____ 5. Has he ever used a weapon against you or threatened you with a lethal weapon? (If yes, was the weapon a gun? check here: _____)
- _____ 6. Does he threaten to kill you?
- _____ 7. Has he avoided being arrested for domestic violence?
- _____ 8. Do you have a child that is not his?
- _____ 9. Has he ever forced you to have sex when you did not wish to do so?
- _____ 10. Does he ever try to choke/strangle you or cut off your breathing?
10a. (If yes, has he done it more than once, or did it make you pass out or black out or make you dizzy? check here: _____)
- _____ 11. Does he use illegal drugs? By drugs, I mean "uppers" or amphetamines, "meth", speed, angel dust, cocaine, "crack", street drugs or mixtures.
- _____ 12. Is he an alcoholic or problem drinker?
- _____ 13. Does he control most or all of your daily activities? For instance, does he tell you who you can be friends with, when you can see your family, how much money you can use, or when you can take the car? (If he tries, but you do not let him, check here: _____)
- _____ 14. Is he violently and constantly jealous of you? (For instance, does he say: "If I can't have you, no one can.")
- _____ 15. Have you ever been beaten by him while you were pregnant? (If you have never been pregnant by him, check here: _____)
- _____ 16. Has he ever threatened or tried to commit suicide?
- _____ 17. Does he threaten to harm your children?
- _____ 18. Do you believe he is capable of killing you?
- _____ 19. Does he follow or spy on you, leave threatening notes or messages, destroy your property, or call you when you don't want him to?
- _____ 20. Have you ever threatened or tried to commit suicide?

_____ Total "Yes" Answers

Thank you. Please talk to your nurse, advocate, or counselor about what the Danger Assessment means in your situation.

1 背景

- 「DV防止法」では、国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究の推進に努めることとされている。
- 女性活躍加速のための重点方針2018においては、加害者更生に関する取組は被害者の安全を確保するための手法として有効であるとの認識に立ち、関係省庁と連携しつつ調査研究を行い、地域社会内において加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築について検討することとされている。
- 内閣府では、平成14年度から加害者更生に関する調査研究を断続的に実施しており、平成27年度の調査報告書においては、加害者更生プログラムが被害者の安全度や被害者のニーズに即した運用が促進されるためには、①リスクアセスメント指標や加害者プログラム実施基準等の策定に向けた検討が進められること、②関係省庁・機関等の連携等の連携体制の構築が図られることが示された。

2 調査の実施

(1) 検討会の設置

【検討会委員】（敬称略・五十音順、◎は委員長）
大石 田美子 兵庫県女性家庭センター総務部主任
可児 康 則 弁護士
菊池 安希子 国立精神・神経医療研究センター
地域・司法精神医療研究部室長
高橋 郁 絵 原宿カウニングセンター 臨床心理士
◎納米 恵美子 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会理事

※大石委員と高橋委員が7月～8月にカナダ、菊池委員と納米委員が10月にオーストラリアにて現地調査を実施した。

日本における取組の参考とするため 諸外国における先進的な取組の情報収集の実施

(2) 調査対象

- ✓ カナダ・オンタリオ州オウターロー地域、トロント市
（行政・司法機関）総合DV裁判所、子ども・地域・社会福祉省等の3か所
（民間機関）Family Violence Project連携機関1か所
- ✓ カナダ・アルバータ州カルガリー市
（行政・司法機関）DV裁判所、州厚生省等の関係機関6か所
（民間機関）加害者プログラム実施団体等5か所
- ✓ オーストラリア
連邦の研究機関ANROWS等2か所
オーストラリア・ニューサウスウェールズ州（NSW州）シドニー市
（行政・司法機関）州保健省等2か所
（民間機関）被害者支援団体1か所
- ✓ オーストラリア・ビクトリア州メルボルン市
（行政・司法機関）州厚生局、州警察の2か所
（民間機関）加害者プログラム実施団体等3か所

調査結果を、
WEBサイトに掲
載するとともに、
関係機関をはじめ
として広く情報提
供する

3 結果の活用

4 報告書のポイント

(1) カナダ・オーストラリア各州政府のリスクアセスメント（危険度判定）に関する有効な取組

- ①州によるリスクアセスメント指標の活用
促進
 - ✓ 州政府における基本計画等でリスクアセスメントに基づくリスクマネジメントの重要性とともに、アセスメントの際に活用するリスクアセスメント指標を示す。
 - ✓ 指標は、死亡事案の検証のフィードバックにも照らして各地域の研究機関や支援機関の協働のもと検証が進められ、必要に応じて改良が図られている。
- ②指標を用いた機関間連携
 - ✓ リスクアセスメントの結果を迅速に集約・更新し、一元的に管理するシステムの導入
 - ✓ 情報共有に係る法律やガイドラインの整備
 - ③指標を用いた加害者対応
 - ✓ 関係機関連携のもとでの加害者のモニタリング
 - ✓ 高リスク加害者の場合、関係機関及びコミュニティ内で情報共有

(2) 諸外国の取組や動向を踏まえた日本への示唆

- ①リスクアセスメント指標の開発及び活用促進
 - ✓ リスクアセスメントの目的、対象及び実施機関の特性に応じた指標の開発及び妥当性の検証
 - ✓ 指標の活用によるリスク判断及びそのリスクの度合いに応じて支援方針を迅速に決定できる流れの整備
 - ✓ 各支援機関が把握している断片的な被害者又は加害者の情報の集約及びそれらの情報共有に関するガイドラインの整備
- ②指標を活用した加害者対応
 - ✓ 国内における加害者更生プログラムの実施状況等の調査
 - ✓ 加害者更生プログラムの最低基準の策定による質の統一化

多機関連携促進のための仕組み

(1) 情報共有の仕組み

- ✓ 多機関でリスクアセスメント結果や関連情報を共有する法律やガイドラインを策定することで、多機関連携を促進している。
- ✓ 情報集約と多機関での共有のためにデータベースが活用されている。

(2) 包括的な多機関連携とケースマネジメントの仕組み

- ✓ カナダでは司法機関を軸とした多機関連携が特徴。全国66か所のDV裁判所があり、DV専門の検察官と捜査官、被害者支援官が配置されている。カルガリー市では民間団体が裁判所や検察庁等と連携しつつ、包括的な多機関連携とケースマネジメントを担っている。トロント市には家庭裁判所とDV裁判所を統合した総合DV裁判所が設置され、ケースマネジメント機能も担っている。
- ✓ ビクトリア州では被害者支援、加害者対応、児童・高齢福祉等の機関や団体のワーーカーが1か所に常駐し、ケースマネジメントや専門機関への照会を行うワンストップ支援センターを全州に設置中。

付録 調査対象各国・州におけるDV対策の取組状況比較表

国・州	DVに関する政策枠組	初期段階で被害者支援機関において使われているツールの有無 (定式化され、妥当性が検証されたもの)		
		リスクアセスメントツールの有無	情報共有の仕組みの有無	加害者に対するプログラムの受講を命じる制度の有無
国（連邦政府）	It's Time: Canada's Strategy to Prevent and Address Gender-Based Violence	○	○	○
アルバータ州 （カルガリー市）	Family Violence Hurts Everyone: A Framework to End Family Violence in Alberta （州）	○	○	○
オンタリオ州 （トロント市及び ウォータールー地域）	It's Never Okay: Ontario's Gender-based Violence Strategy （州）	○	○	○
国（連邦政府）	Time for Action: The National Council's Plan for Australia to Reduce Violence Against Women and their Children, 2009-2021	○	○	○
ニューサウスウェールズ州 （シドニー市）	NSW Domestic and Family Violence Blueprint for Reform 2016-2021 （州）	○	○	○
ビクトリア州 （メルボルン市）	Free from violence, Victoria's strategy to prevent family violence and all forms of violence against women （州）	○	○	○
国	配備者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針	×	×	×

リスクアセスメントに基づく多機関連携

(1) ニューサウスウェールズ州シドニー市

- ✓ 相談を受けた警察や関係機関でまずリスクアセスメントを実施し、司法省が運営する情報集約システムに記録を入力。
- ✓ リスクが高い事案に対しては警察が招集する連携会議が開かれ、関係機関連携の下で包括的に被害者対応を行う。

(2) ビクトリア州メルボルン市

- ✓ 被害者対応を行う関係機関は、リスクアセスメントを使用することが法律で義務付けられている。
- ✓ リスクアセスメント結果と関連情報を情報集約システムに記録する。
- ✓ 多機関で情報共有できる仕組みによって、これまで別々に行っていた被害者、加害者、子供への対応を包括的に行えるようになった。

リスクアセスメントと子供

(1) アルバータ州カルガリー市

- ✓ 報告書に子供に関する内容があった場合は関連情報と併せて児童相談所に提出する。その後、児相が実施するアセスメント結果とともに、被害者の再被害のリスクアセスメントを実施し、加害者の処遇についての被害者の希望を聞いた上で、これらの情報を検察庁に提供。

(2) ニューサウスウェールズ州シドニー市

- ✓ 事案に子どもが関わっている場合は、リスクの緊急性や深刻性に関わらず、被害者側の同意がなくてもすぐに関係機関に通報される。

リスクアセスメントと加害者対応

(1) オンタリオ州ウォータールー地域

- ✓ 多機関が高リスク事案についてモニタリングし、月に1回、再犯のリスクを検討する委員会が州内全域に発足。参加者は全員司法関係者であり、情報共有には当事者の許可は不要。
- ✓ 同委員会が高リスクと判断されると、個人情報保護の対象外となり、関係機関やコミュニティにおいて情報共有がなされる。
- ✓ 加害者プログラムの内容は州が統一し、多様な民間団体に委託して実施

(2) アルバータ州カルガリー市

- ✓ 精神科医、児童相談所、警察の担当者らが6週に1回集まり、加害リスクや、加害者が参加を義務付けられたプログラムに確実に出席しているかどうかをモニタリングする。
- ✓ 加害者プログラムは州厚生省が所管し、州の基準を満たした加害者プログラムに対しては、参加者の人数に応じて運営費を提供している。